

千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務

(2) 目的

こども園施設の維持管理・更新を計画的かつ効果的に実施していくため、令和6年7月に「新城市こども園再編・整備計画」を策定し、千郷中こども園と千郷西こども園の2園を統合するかたちで千郷地区に新設こども園を設ける計画としている。本業務は、千郷地区新設園整備事業にあたり、物理的な条件や法令上の課題等を比較検証するとともに、施設整備の基本計画を策定し、その基本計画に基づき、建築、設備、外構等の各工事にかかる基本設計を行うため、技術的な知見や幅広い経験を持った事業者には業務を依頼すべく、適切な候補者を選定するものである。

(3) 内容

- ① 計画準備
- ② 新園舎及び園敷地における設計条件等の整理
- ③ 法令上の諸条件の調査
- ④ 新園舎及び園敷地の基本計画図の作成
- ⑤ 基本計画書の作成
- ⑥ 総合基本設計の検討
- ⑦ 構造基本設計の検討
- ⑧ 設備基本設計の検討
- ⑨ 地域産材使用の検討
- ⑩ 概略工程表の作成
- ⑪ 概算事業費の算定
- ⑫ 基本設計図書の作成
- ⑬ イメージパースの作成
- ⑭ 事前協議（農地転用許可、開発許可等）に関する支援
- ⑮ 業務打合せ

※本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。仕様に記載されていない事項は、発注者と受注者で協議し決定する。なお、本委託の性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備するものとする。

(4) 期間

契約確定日の翌日から270日間

※地方自治法第213条の規定による繰越明許費を設定。

2 事業費（予算額）

金20,944,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記記載の金額は、提案の規模を示す予定価格とし、その範囲内で可能な提案を求めるものである。

3 実施形式

参加資格を有する業者の入札資格を妨げない公平性の確保及び広く業務に対する提案を募集して選定する客観性の確保の観点から「公募型」とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であって、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に事業所（本社、本店、支店又は活動拠点）を有していること。
- (2) 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 入札参加資格の登録希望業種のうち、工事・コンサルにおける「設計（建築設計）」に登録されていること。
- (4) 告示の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年10月1日）に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 地方公共団体又は民間事業者が発注する認定こども園、保育園、幼稚園のいずれかの施設の基本計画又は基本設計の業務委託を請け負った実績があること。

5 募集内容

(1) 募集方法

新城市公式ホームページの活用及び記者クラブ等への投げ込みなどにより、広く募集する。

(2) 申込方法

参加申込書に必要書類を添付し、実施要領で定める提出日時までに提出するものとする。

6 担当部署・事務局

新城市役所健康福祉部 こども未来課

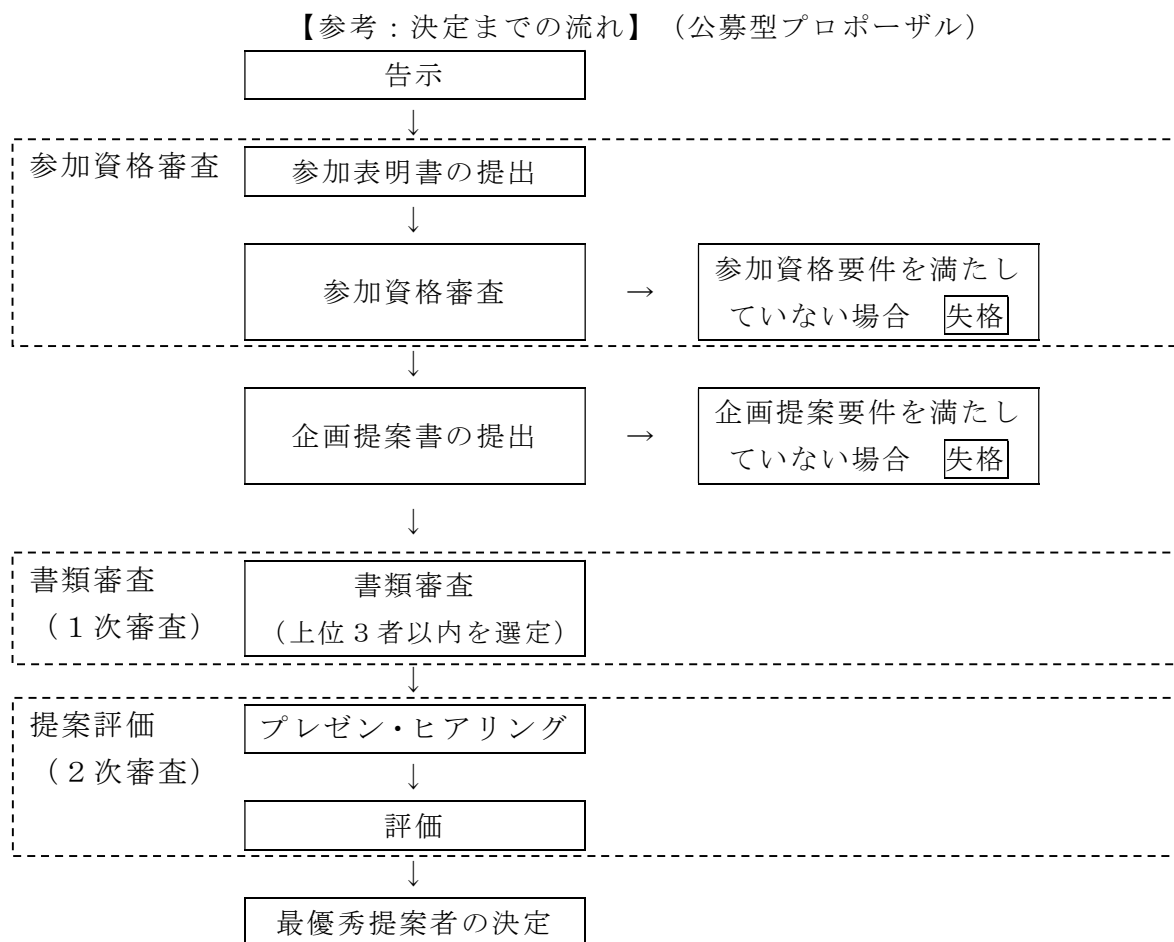
所在地 〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7622（ダイヤルイン）

ファックス 0536-23-7699

電子メール kodomo@city.shinshiro.lg.jp

7 候補者決定方法



※上記内容は、候補者決定までの主なフローであり、詳細日程は「8 実施日程」及び各関係要領等を参照すること。

8 実施日程

全体スケジュール（※全体スケジュールは、変更することがあります。）

令和7年7月16日（水）	告示、実施要領公表
令和7年7月22日（火）	質問書提出期限（受付締切）
令和7年7月25日（金）	質問に対する回答期限
令和7年8月1日（金）	参加表明書提出期限（受付締切）
令和7年8月8日（金）まで	参加資格通知
令和7年8月19日（火）	企画提案書提出期限
令和7年8月28日（木）予定	1次審査（書類審査）及び結果の通知
令和7年9月17日（水）予定	2次審査（提案評価）の実施、審査等
令和7年9月中旬	特定・非特定通知
令和7年9月下旬	契約締結

9 質問回答

(1) 提出方法

本プロポーザル実施に関しての質問がある場合、別紙質問書様式（様式1）に質疑事項を記載の上、事務局の電子メールアドレスに添付ファイルとして提出（送信）すること。

なお、質問提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

(2) 提出期限

令和7年7月16日（水）から令和7年7月22日（火）正午まで（必着）

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和7年7月25日（金）までに新城市公式ホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

新城市公式ホームページ（プロポーザル）URL：

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/nyusatsu/proposal/chisatokihonsekkei.html>

(4) その他（留意事項）

ア 電子メールの件名（タイトル）は「【質問書】千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務」とすること。

イ 添付ファイルは、必ずウイルスチェック（ウイルススキャン）を実施し、コンピュータウイルスに感染していないことを確認した上で送信すること。

ウ 質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

エ 持参、口頭又はファックスによる質問は受け付けない。

オ 質問に対する回答は、本実施要領を補完するものとする。

10 参加資格審査

(1) 申込方法

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類に必要な事項を記載の上、事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く9時から17時までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式2	1部
プロポーザル応募資格要件について	様式2 別紙1	1部
事業者概要	様式2 別紙2	1部
業務実績表	様式2 別紙3	1部
参加資格審査確認事項表	様式2 別紙4	1部

(2) 申込期限

令和7年8月1日（金） 17時まで（必着）

（郵送又は宅配便の場合は、期限内必着とする。）

(3) 参加資格通知

参加希望者について、参加表明書等の書類により参加資格要件を満たしているか確認し、

その結果を令和 7 年 8 月 8 日（金）までに電子メールにて参加希望者へ通知することとする。

なお、結果通知で参加資格を有することを認めた者（以下「提案者」という。）は、「11 企画提案書等作成方法及び辞退届の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。

また、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 企画提案書等作成方法及び辞退届の提出

（１）提出方法

企画提案書等は、別紙「千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル提案書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

（２）提出期限

令和 7 年 8 月 19 日（火）17 時まで（必着）

（３）その他

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 3）を「6 担当部署・事務局」に提出すること。

12 評価方法

（１）評価委員会

「新城市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（２）委員構成

委員会の評価委員（以下「委員」という。）氏名については、公正性を確保するため候補者の特定後に公表するものとする。

（３）評価方法

評価は、委員が別紙「千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき評価する。

（４）企画提案要件

企画提案書とともに提出された参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す金額を超えている場合、失格とする。

（５）書類審査（１次審査）

企画提案書等の提出書類による書類審査とし、評価基準に基づいて評価し、評価点の上位 3 者以内を選定する。なお、1 次審査の評価点が高点の場合、評価基準の 3) 企画提案書の評価点が高い者から順位を付ける。

（６）提案評価（２次審査）

ア プレゼンテーション・ヒアリングの実施

実施日は令和 7 年 9 月 17 日（水）予定とする。

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて 20 分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は 20 分以内とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容

の資料提示は認めない。

2次審査に関する実施日、実施場所、実施時間、その他詳細については、提案者に通知する。

イ 使用機器等

パワーポイント等を用いる場合は、プロジェクター、スクリーン及びケーブル（D-Sub15 ピン（ミニ）及び HDMI）は事務局で用意するが、その他の機器は提案者で用意すること。

ウ その他（留意事項）

（ア） プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、3名以内とすること。なお、配置予定技術者一覧（様式5）に記載の管理技術者又は担当技術者が参加することが望ましい。

（イ） プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

（ウ） 提案者は、自らの事業者名を特定することができる内容の記述又は発言をしないこと。

（エ） プレゼンテーション・ヒアリングの実施順序は、提案書の受付順とする。

（7）評価点

1次審査及び2次審査に参加した委員が評価した点数の合計平均（端数切捨て）が60点以上かつ最上位の提案者を最優秀提案者（以下「契約候補者」という。）とする。

13 評価結果（特定・非特定通知）

評価結果は、市から全ての提案者に対して電子メールと書面にて特定・非特定の理由を付して通知する。

また、契約候補者より、当該業務に係る見積書の提出を求めるものとする。

14 見積提出

（1）提出部数

1部 ※見積書内訳をあわせて提出すること。

（2）提出様式

見積書様式は、市で定める様式を使用すること。なお、積算内訳様式については、任意様式とする。

（3）提出場所

「6 担当部署・事務局」と同じ。

（4）提出日時

詳細日時については、契約候補者へ通知する。

（5）提出方法

詳細方法については、契約候補者へ通知する。

15 契約締結

契約候補者と提出された提案書をもとに契約に関する協議（以下「協議」という。）を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

ただし、契約候補者と協議が整わなかった場合、次点の者と協議するものとする。

16 提出書類の取り扱い

（１）返却

提出書類等については、一切返却しないものとする。

（２）保管及び廃棄

提出書類等については、新城市公文書管理規程（平成１７年訓令第７号）の規定に基づき保存及び廃棄するものとする。

（３）著作権

ア 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、新城市は本プロポーザルの実施において必要の範囲で複製することができるものとする。

イ 新城市が提案書を他に利用しようとする場合は、あらかじめ提案者の承諾を得た上で、無償で使用及び複製できるものとする。

17 情報公開

本プロポーザルに関する要領、評価基準及び企画提案者並びに特定者については、本業務の契約締結日以降において新城市公式ホームページで公開するものとする。

なお、参加表明書類及び提案書に関しては公表しないものとする。ただし、新城市情報公開条例（平成１７年条令第２５号）の規定に基づき、本プロポーザルに関する公文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。

18 その他

（１）必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る一切の経費は、参加希望者の負担とする。

（２）失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類、提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

ウ 委員、その他関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき。

エ 提出書類が本実施要領に定める以外の方法により作成又は提出したとき。

オ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの提案にあたり著しく信義に反する行為等により委員会が失格であると認めたとき。

カ 参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す金額を超えているとき。

キ 審査に参加した委員が評価した点数の合計平均（端数切捨て）が60点に満たないとき。

（3）言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間及び単位は、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（4）異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の異議申し立てについては受け付けない。

（5）営業行為の制限

本プロポーザルの告示の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

（6）提案書の閲覧

提案者は、本プロポーザルで使用した提案書を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、あらかじめ新城市の承諾を得ること。

（7）委託料の支払い

委託料の支払いは、成果報告書及び作成資料・電子データ等の納品に対して検査を行い、検査の結果合格と認められた場合、請求に基づいて支払うものとする。なお、分割払いは行わないものとする。